

離職区分	離職理由と主な例	受給資格区分	給付制限
1 A	解雇等（1 B および 5 E に該当するものを除く。） ・ 障害等により業務に耐えられない ・ 不良な成績に向上の見込みがなく就業に適さない	特定	なし
1 B	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇 ・ 災害による倒産、事業規模の縮小や廃止 ・ 経営不振による倒産、事業規模の縮小や廃止	特定	なし
2 B	契約期間満了による退職、定年退職、移籍出向	一般	なし
3 A	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 ・ 早期退職制度などの退職奨励	特定	なし
3 B	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職 ・ 通勤時間が片道 2 時間以上となる ・ 予期し得ず、今後 6 ヶ月の見込み賃金が従前の 85% 未満となる ・ 予期し得ず、離職前 6 ヶ月の賃金が従前の 85% 未満となった ・ 従前の経験や知識が生かせない業務への転換	特定	なし
3 C	正当な理由のある自己都合退職（3 A または 3 B に該当するものを除く。）	一般	なし
4 D	正当な理由のない自己都合退職	一般	あり
5 E	被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇 ・ 背任行為、懲戒事由に基づく解雇	一般	あり

65 歳未満で、一週間の勤務時間が 20 時間以上の従業員さんが 6 ヶ月以上勤務した後に離職すると、いわゆる失業手当（雇用保険の基本手当）を受け取ることが可能となります。その手当を何日分受け取ることができるかを給付日数といい、次のように分類されます。

(1) (2), (3) 以外の方

算定基礎期間	10 年未満	10 年以上	20 年以上
給付日数	90 日	120 日	150 日

(2) 就職困難者（障害などにより就職が困難な方）

年齢	1 年未満	1 年以上
45 歳未満	150 日	300 日
45 歳以上 65 歳未満		360 日

(3) 特定受給資格者（倒産、解雇などにより離職を余儀なくされた方）

年齢	1 年未満	1 年以上	5 年以上	10 年以上	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	
30 歳以上			180 日	210 日	240 日
35 歳以上		180 日	240 日	270 日	
45 歳以上		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日